

仕 様 書

舗装補修

本仕様書は、下記の舗装補修に適用する。

1 業務名

舗装補修

2 業務場所

各バスターミナル（別表のとおり）

3 業務内容

各バスターミナル及び付帯施設の路盤を細粒度アスコンと砕石で舗装補修を行う。

4 契約品名及び単位

(1) 舗装補修（細粒度アスコン）単位は t とする。

(2) 舗装補修（砕石 0～40 mm）単位は m³ とする。

5 予定数量

(1) 細粒度アスコン 60 t

(2) 砕石 0～40 mm 6 m³

6 業務内容及び範囲

(1) 舗装補修（細粒度アスコン）人力工舗装材含む

既設舗装面に乳剤を散布し、細粒度アスコンで補修し、振動ランマ・ローラー等で転圧する。

(2) 舗装補修（砕石 0～40 mm）人力工砕石含む

既設砕石路面の不陸を砕石 0～40 mm で補修及び敷均し、振動ランマ・ローラー等で転圧する。

(3) 作業にあたっては、騒音等を極力抑えること。

特に、深夜早朝については十分に注意すること。

(4) 補修箇所作業終了後は、直ちに十分な清掃を行うこと。

(5) その他の作業方法については、委託者の指示による方法で行うこととし、事前に委託者と打合せを行い、各ターミナル施設等及び補修箇所について熟知しておくこと。

7 資格要件

本業務にあたっては次の資格などを有すること

- (1) 土木施工管理技士の資格を有していること。
- (2) 締固め用機械運転者の資格を有する者を配置できること。

8 確認事項

業務完了の検査等については、完了届により委託者から確認を得ること。
また、作業前と作業後の写真を委託者に提出すること。

9 費用の負担

補修作業に必要な工具類及び消耗品については、すべて受託者が用意し負担すること。

10 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

11 事故等の責任及び損害の賠償

受託者は、作業を遂行上、第三者に与えた損害は、一切受託者側の責任で解決すること。

また、受託者側の過失により委託者に損害を与えた場合は、委託者の定めるところによりその損害を賠償するものとする。

なお、万一事故等が発生した場合には、速やかに処理するとともに委託者に報告すること。

12 支払方法

1 業務（1 回毎）の完了（検査合格後）をもって支払を行う。

13 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業従事者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

14 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議すること。

【別 表】

バス発着施設所在一覧

	施 設 名	所 在 地
1	麻生バスターミナル	札幌市北区北 39 条西 4 丁目
2	北 34 条バス発着場	札幌市北区北 33 条西 4 丁目
3	北 24 条バスターミナル	札幌市北区北 23 条西 4 丁目
4	真駒内バス発着場	札幌市南区真駒内 17 番地
5	発寒南駅バス発着場	札幌市西区西町北 8 丁目
6	琴似バスターミナル	札幌市西区琴似 1 条 4 丁目
7	二十四軒バス発着場	札幌市西区二十四軒 1 条 4 丁目
8	西 28 丁目バスターミナル	札幌市中央区北 4 条西 28 丁目
9	円山バスターミナル	札幌市中央区大通西 27 丁目
10	白石バスターミナル	札幌市白石区東札幌 2 条 6 丁目
11	南郷 7 丁目バスターミナル	札幌市白石区南郷通 7 丁目北
12	新道東バス発着場	札幌市東区北 34 条東 16 丁目
13	環状通東バスターミナル	札幌市東区北 15 条東 16 丁目

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。
検査員 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局